

練馬区の環境政策の概要

☑ 環境問題の拡大と環境意識の変化

平成 19 年 2 月、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した地球温暖化に関する第四次評価報告書は、地球温暖化の進行をもちや疑うことができないとしています。ここ数年は、私たち自身が気候変動を実感できるような天候が頻発し、多くの区民が地球温暖化を極めて深刻に受け止めるようになりました。都市部の異常な高温をもたらすヒートアイランド現象に対しても不安が高まっています。

地球温暖化やヒートアイランド現象に代表されるように、現在の環境問題は、従来の公害問題のように限られた場所で限られた人だけに起きているものではなく、私たちと他の生物の生存にも影響を及ぼし、私たちの生活や都市のあり方そのものを変えなければならないようなグローバルな問題となっています。

一方、私たちの身近なところでも、二酸化窒素や浮遊粒子状物質による大気汚染は最近改善傾向が見られものの、自動車交通による騒音・振動、近隣騒音などの都市・生活型公害、駅周辺等のポイ捨てなどの問題は、依然として解決に至っていません。さらに、都市化の進展により、農地を中心に区内のみどりの減少が続き、野鳥や昆虫等も次第に少なくなってきました。

こうした状況のなかで、区民の生活意識や環境に対する意識にも変化がみられはじめ、物質的豊かさだけの追求を見直し、うるおいやすらぎといった精神的豊かさや、より落ち着いた、快適な環境を求める声が高まっています。

また、都市・生活型公害や地球環境問題などは、従来の産業型公害とは異なり、都市構造や私たちのライフスタイルなどに深く関わりを持っており、一人ひとりが被害者であると同時に加害者となっているという認識も広がりつつあり、自身のライフスタイルを問い直す人々も次第に増えてきました。

☑ 環境問題への練馬区の対応

このような動きの中で、練馬区はどのような施策をとってきたか、概括してみます。

昭和 40 年代は、人口の急増、土地利用の急激な変化が進み、区内では騒音・振動をはじめ多くの公害問題が噴出しました。この問題に対応するため、区は「公害対策課」を設置し、苦情処理、工場等の規制指導、測定調査などに取り組みました。

一方、人口増や土地利用の変化は、みどりの減少をもたらし、昔から続いてきた練馬の原風景もその多くが失われました。区は、公園緑地課を設置し、「みどりを保護し回復する条例」の制定、保護樹木・樹林制度や憩いの森制度の創設など、みどりを保護し回復するためのさまざまな施策を展開してきました。

また、清掃事業については、特別区の地域においては、長い間東京都が担当してきましたが、平成 12 年の都区制度改革により一般廃棄物の収集運搬が区に、焼却等の中間処理が一部事務組合に移管されました。これにより、区は、従来から進めてきたリサイクル事業と一体的に、清掃事業を運営することになりました。

しかしながら、この間、環境問題はますます大きな広がりを見せ、地域のポイ捨て問題から地球温暖化まで、さまざまな問題に総合的に対応する必要が生じてきました。そこで区は、平成5年に、最初の環境基本計画を策定し、環境を総合的にとらえた区の方針を明確にするとともに、体系的、計画的な施策の立案・運営に努めてきました。さらに、平成13年には、環境基本計画の全面改定により、環境施策の実行性の向上に力点をおいた「環境基本計画2001-2010」を策定し、あわせて同年11月にISO14001環境マネジメントシステムを導入して、施策の推進のためのシステムを構築しました。

区の組織としても、平成12年に「環境清掃部」を設置し、さらに17年には、公害、みどり、清掃リサイクルの三つの環境分野をまちづくり分野と統合した「環境まちづくり事業本部」を設置して、環境政策担当組織の強化を図りました。

そして、18年に、練馬区環境基本条例を制定し、あわせて環境都市練馬区宣言を実施して、環境保全の基本的枠組みを整えることができました。

☑ 区民や事業者の環境保全の取り組み

一方、区民や事業者の環境保全の取り組みや区との協働も着実に進んでいます。

みどりの保全・創造の分野では、早くから「緑化協力員制度」が創設され、この緑化協力員が、地域での緑化の取り組みを区民が自主的に、あるいは区と協働して進めてきました。

公害問題においても、昭和40年代の「公害対策懇談会」の設置にはじまり、平成6年には、最初の環境基本計画に基づいて「練馬・環境保全推進会議」、いわゆる“ねかほ”が設立され、区民と区の連携によるさまざまな活動を行いました。

またリサイクルにおいても、平成9年に、最初の関町リサイクルセンターが地域住民の協力のもとで開設・運営され、その後開設された春日町リサイクルセンターにも受け継がれました。17年度からは、地域住民が指定管理者として施設の管理運営を担うこととなり、リサイクル活動にとどまらず環境学習など幅広い取り組みを進めています。

そうした中で、区民・事業者が、区の支援を受けながらも自らの手で、区民・事業者を主体とする環境保全の取り組みの方針とその方針に沿ったプロジェクト案を検討し、「練馬区民環境行動方針」を策定したことは、大きな意義を持つものです。その後「練馬区民環境行動連絡会」が結成され、この方針が提案する区民・事業者主体のプロジェクトの具体化・実現化が進められています。

☑ より良い環境を次世代に引き継ぐために

このように、区の施策、区の率先実行、区民・事業者の取り組みは着実に前進していると言えますが、より良い環境を創造し、次世代に引き継ぐという課題に対しては、まだ取り組みの端緒についたばかりでしかありません。今後、区として、区民・事業者と連携協力をさらに深め、練馬区環境基本条例のめざす基本理念の実現に向け、取り組みを積極的に進めていく必要があります。

練馬区 の 環境政策担当組織

(平成19年4月1日現在)

